

各事業債の留意事項

令和 6 年度改正点等
留意点等

I 一般会計債

1 公共事業等 (平成 22 年度までの一般公共事業債)

- (1) 対象事業は、港湾事業、河川事業、海岸事業、農地農村整備事業、空港整備事業、道路事業、都市計画事業、治山事業、治水事業、砂防事業、林道事業、水産基盤整備事業、各種災害関連事業、奄美群島振興開発事業、小笠原諸島振興開発事業等。

なお、防衛省所管の補助金であっても、道路事業であれば公共事業等の対象になるので注意すること。※過去に誤りが散見されたので特に留意すること。

- (2) 国営及び県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成 3 年 5 月 31 日付け構改 D 第 389 号農林水産省農村振興局長通知)において地方公共団体が負担すべきとされている額を対象としている。

- (3) 公共事業等の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものである。なお、「農業水路等長寿命化・防災減災事業」は、『一般補助施設整備等事業債』の対象となるので注意すること。※令和 4 年度に誤りが散見されたので特に留意すること。

- (4) 地方公共団体金融機構資金を充てることができる事業は、道路事業(国道・都道府県道・市町村道であり、農道・林道は含まない)、学校教育施設等整備事業(太陽光発電整備事業に限る。)及び社会福祉施設整備事業に限るものであること。なお、令和 3 年度までの運用要綱に記載のあった「財政融資資金を充てることができない事業は、社会福祉施設整備事業であること。」との文言が削除されているので留意すること。

- (5) 充当率 90% (公的資金、民間等資金)
(本来分 50% 財源対策債分 40%、平成 22 年度以降の新規事業に係るもの)

2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄事業・補助事業に係る地方負担額を対象とする。

※ 継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれ

ぞれ他の事業債の対象となる。

- (2) 事業年度は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である令和7年度まで
- (3) 充当率：100%（元利償還金に対する交付税措置率：50%）
- (4) 国庫補助事業の内示または交付決定において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として採択された事業であることを必ず確認すること。

3 公営住宅建設事業

- (1) 公営住宅建設事業債は、地方公共団体が国の補助又は交付金を受けて行う公営住宅建設事業、住宅地区改良事業等及び地方公共団体が単独で行う公営住宅等の建設用地の取得・造成事業といった公営住宅・改良住宅の建設に関連する事業について、公営住宅建設事業として起債の対象としている。

※補助事業については、継足単独部分も起債対象となる。

※単独で行う新・増・改築事業も起債対象となる。

- ア 公営住宅その他の公的賃貸住宅の整備事業等
- イ アの事業に関連して実施する事業
- ウ 空き家再生等推進事業（公的賃貸住宅等として整備するものに限る。）
- エ アイヌ住宅賃金等貸付事業

- (2) 整備事業等とは、建設、買取り又は改善（アスベスト改修を含む。）又は除却（地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却）をいうものである。
- (3) 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業である。
- (4) 充当率：起債対象事業費の100%

4 災害復旧事業

- (1) 現年の災害復旧事業は 前年度の1月1日以降に発生した災害を対象とする。
※令和6年度であれば、令和6年1月1日以降に発生した災害が対象

- (2) 災害復旧事業については、受益者にもその経費の一部を負担させることを勘案して、起債の充当率が設定されている。したがって、対象事業費から国庫補

助等の控除財源を除した残額に充当率を乗じた額が起債額の上限となり、「受益者負担金」を控除財源とする必要はないが、起債額の算出の際には過充当とならないよう留意されたい。

なお、受益者負担金を計上する場合は、起債協議等一覧表など起債関係様式においては「一般財源」欄に記入し、充当率を正しく表示させるとともに、「備考」欄に「受益者負担金 ○○百万円」と金額を記載すること。

- (3) 災害復旧事業は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の法令に基づく国庫補助を基本としていることから、復旧事業を行う前には必ず災害査定を受けること。災害査定を受けない場合は、その理由を整理し、事前に相談すること。

また、補助災害復旧事業は、国庫補助が交付される年度において起債協議の対象になることから、翌年度に国庫補助が交付される事業（施越事業）については補助災害復旧事業債（過年）の対象になること。

- (4) 一般単独災害復旧事業については、国庫補助の基準に満たない事業等が対象になること。また、維持補修的な経費が事業費に含まれないように十分に注意すること。なお、一般単独災害復旧事業の起債については、事前に沖縄総合事務局との調整が必要となると周知してきたが、令和5年度からは沖縄総合事務局との事前調整は不要になっているので注意すること。

- (5) 庁舎については、原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出するものであるが、被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、一般単独災害復旧事業の対象事業費を算出することができるものであること。

- (6) 自治会が所有する自治公民館等の施設については、所有者が公共的団体（認可地縁団体）であり、かつ、公共施設に該当する場合（規約等で区域外住民の利用が可能な場合）には、地方公共団体が当該施設の復旧事業に対して補助する経費は、一般単独災害復旧事業の対象となる。

- (7) 異常な天然現象の定義について、公共土木施設及び農地農林業施設の災害復旧については、それぞれの国庫負担（補助）制度のなかで次のような定義付けが行われており、災害復旧事業債の運用に当たってもこれらを準用している。

- ① 降雨量 最大24時間雨量80ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- ② 風速 最大風速15メートル以上の風により発生した災害
- ③ 洪水 警戒水位（警戒水位の定めがない場合は、河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水により発生した災害
- ④ 干害 連続干天日数（日雨量が5ミリメートル未満の日を含む。）が20日以上であった場合に発生した災害

(8) 農地については、一般単独災害復旧事業の対象にならないが、一定の要件を充たすものについては対象になる場合がある。

※ 一定要件とは、激特法第5条の措置が適用されたもののうち、一箇所の工事費が40万円以上の農地。

5 教育・福祉施設等整備事業

5-1 学校教育施設等整備事業

(1) 対象事業

ア 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（義務法）第3条第1項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む）に係る地方負担額

イ 地震防災対策特別措置法の規定に基づく学校教育施設等整備事業に係る地方負担額

ウ 義務法第12条第1項の規定に基づく交付金事業のうち義務教育諸学校等及び公立認定こども園の補強事業、防災機能強化事業及び大規模改造事業のうち特別防犯対策に係る地方負担額

エ 単独事業として行う学校教育施設等整備事業

(2) 学校教育施設等整備事業の充当率は以下の表によること。また、次の①～③に留意すること。

【学校教育施設等整備事業】地方債同意等基準の地方債充当率

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	建物(国庫負担事業分)	90%
		建物(単独事業分)	75%
		学校施設環境改善交付金その他国庫補助金を受けて実施する事業	75%
		〔公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等〕	90%
		義務教育施設・高等学校用地	90%
		上記以外の施設用地	75%

① 起債計画書提出時の添付資料「県指定様式②」は、学校教育施設等整備事業の区分に対応しているため、対象事業の充当率に注意し、充当率を超えないこと。財源対策債分を含む事業の場合は、財源対策債の充当率にも注意すること。

② 充当率表「学校施設環境改善交付金事業その他の国庫補助金を受けて実施する事業」のうち、公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等として交付決定を受けた事業の充当率は90%となる。

③ 義務教育施設・高等学校用地については、補助・単独に係わらず充当率は90%となる。

(3) 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業に係る地方財政措置は、「学校施設環境改善交付金を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方財政措置について(平成23年4月26日付け総務省自治財政局調整課事務連絡)」による。

また、本事業債に係る財源対策債の内訳は地方債同意等基準等の通知と併せて総務省から発出される「地方債についての質疑応答集」の中で別紙として提供されているので、確認すること。

(4) 学校教育施設等整備事業については、補助事業における補助基本額を超えるいわゆる継ぎ足し単独事業(面積差・単価差)についても全額起債対象となるが、あくまで継ぎ足し単独事業として起債対象とするものであり、補助裏分とは財政措置が異なることから、「県指定様式②」により補助裏分と継足分を明確に区分し、起債協議等一覧表においては「継ぎ足し単独事業分」として協議すること。

なお、補助裏分の起債予定額が増加し、継単分の起債予定額が減少した場合等において、「補助+継単分」が既に同意等を受けた起債協議額の「補助+継単分」の枠内であっても、財政措置が異なることから、増額協議を行うこと。

(5) 仮設校舎を賃貸借契約(リース契約)により設置する場合、当該経費は起債対象外とする。

(6) 資金区分についての留意事項

① 学校給食施設の新増築又は更新に伴い一体として整備される附帯施設及び学校給食設備については、民間等資金による。

② 義務教育施設以外の建物の建設事業や用地取得事業については、原則として財政融資資金は充てられないが、学校施設環境改善交付金を受けて実施する義務教育施設以外の施設の建設事業については、財政融資資金を充てられる場合がある。

5-2 社会福祉施設整備事業

(1) 本事業の対象となる施設は「児童福祉施設、その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定される学校を除いた施設」の整備を対象としている。(ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。)

(2) 施設整備事業の地方債充当率は80%であるが、公共的団体への貸し付けを目的とした社会福祉施設に係る用地取得費については90%となるので、留意されたい。

- (3) 公共的団体が整備する施設に対する補助金については、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

5-3 一般廃棄物処理事業

- (1) 本事業の対象は原則として、廃棄物処理法第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち地方公共団体が行う施設整備事業を対象としている。

(2) 充当率

- ① 施設（補助事業分） 地方負担額等の90%
- ② 施設（単独事業分） 対象事業費の75%（重点化等事業（注） 90%）
- ③ 清掃運搬施設等 対象事業費75%
- ④ 用地関係 地方負担額等の100%

（注） 重点化等事業は事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）又は、し尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成9年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が1億5千万円以上の事業である。

5-4 一般補助施設整備等事業

- (1) 一般補助施設整備等事業は、次に掲げる事業を対象としている。

- ①原則として、国庫補助金を伴う事業のうち、地方債同意等基準に掲げる事業
- ②国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、上記①に掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業
- ③特別転貸債

- (2) 地方財政法5条の適債性の観点から、出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあつては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等、地方債を財源として出資を行うことに合理性があること。貸付金にあつては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付を行うことに合理性があるものであること。

- (3) 一般補助施設整備等事業（沖縄振興特別推進交付金）については、県指定様式⑩-1、⑩-2に加え、沖縄県市町村課推進交付金支援班に提出する次の資料を添付する。

様式1：沖縄振興交付金事業計画（沖縄振興特別推進交付金）

様式3：年間事業計画表

様式4：積算内訳

- ・ポンチ絵
- ・工事費に係る説明資料（新築以外の工事費がある場合）

※様式1については計画全体、様式3～4及びポンチ絵については、該当事業の箇所のみ提出

(4) 一般補助施設整備等事業の国庫補助金を伴う事業の追加について

令和元年度：「甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業」、「沖縄振興特定事業推進事業」、「沖縄北部連携促進特別振興事業及びアイヌ政策推進交付金事業」が追加

令和2年度：「児童相談所一時保護施設整備事業」が追加

令和5年度：「地域公共交通再構築事業」（鉄道事業に係るものに限る）が追加

5-5 施設整備事業（一般財源化分）

(1) 事業概要

本事業債は、三位一体の改革により、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された国庫補助金負担金のうち、

- ① 公立保育所及び児童相談所に限る「次世代育成支援対策施設整備交付金」
- ② 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（「地域包括システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により創設された介護医療院に係る整備事業を含む。）」
- ③ 「（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る）社会福祉施設等施設整備補助金・負担金」
- ④ 「消防防災設備整備費補助金」

これらが対象としていた施設・設備整備事業を対象に、その補助金相当額について充当出来る事業債として創設された。

起債対象事業費の取扱いについては、「施設整備事業（一般財源化分）に係る起債対象事業費の算定について」平成30年4月2日付け総財調第7号総務省自治財政局調整課長通知による。

本事業債を充当した残り（従前の補助裏分）については上記①～④に該当する通常の事業債を充当することができるため、対象経費の実支出額に変動がある場合には本事業債だけではなく、従前の補助裏分に充当できた事業債である、一般事業債、社会福祉施設整備事業債、旧合併特例事業債、辺地及び過疎対策事業債の起債額も変更になるため注意が必要である。

(2) 財政措置

充当率：100%

交付税措置：元利償還金の70%を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入

6 一般単独事業

6-1 一般事業（一般分）

(1) 概要

地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とする（国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含む）。

(2) 留意事項

平成26年度から実施されている地方財政法第33条の5の8の規定に定める公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）に基づく公共施設等の除却は、一般事業から公共施設等適正管理推進事業に移し替えられている。（H29年度より）

6-2 防災対策事業

(1) 概要

地方単独事業として行う①防災基盤整備事業、②公共施設及び公用施設の耐震化事業、③自然災害防止事業が対象。

(2) 対象事業

① 防災基盤整備事業

(ア) 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業

- a 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設）
- b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設）
- c 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源・トイレカー）
- d 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）
- e 避難路・避難階段（避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））
- f 次の公共施設及び公用施設において、防災機能を強化するための施設

(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))

- (a) 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所」という。)
- (b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
- (c) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)
- (d) 災害時に特に配慮が必要となる者(以下「要配慮者」という。)のための対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- (e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))
- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。))、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等)
- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)
- j 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- k 緊急消防援助隊の編成に必要な施設
- l 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設(浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等)
- m 消防団に整備される施設(消防団活動を行うに当たり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)
- n 消防水利施設
- o 初期消火資機材
- p 消防本部に整備される災害対応ドローン(水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。)

- q 消防本部又は消防署に整備される施設（高規格救急自動車等で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両等）
 - r 消防防災情報通信施設
 - s 実践的訓練設備（模擬消火訓練装置（AFT）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング））
- (イ) 浸水想定等区域移転事業
- a 施設の大宗が浸水想定等区域（以下の(a)及び(b)に掲げる区域をいう。以下同じ。）内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設及び公用施設の移転を対象とする。
 - (a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園、特別支援学校、認定こども園）の移転
 - (b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署、出張所及び指令センター（以下「消防署所等」という。）の移転
 - b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
 - (a) 面積
入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方
 - (b) ㎡当たり単価
468 千円
 - c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。
 - d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。
 - e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。
- (ウ) 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業
- 「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するものが実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業

② 公共施設及び公用施設の耐震化事業

大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化を行う事業

③ 自然災害防止事業

地域防災計画に掲げられている災害発生時に危険な区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地滑り、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業（市町村へ補助金及び都道府県事業への負担金を含む。）

④ デジタル化関連事業等

①に規定する対象事業のうち、次の事業を令和6年度地方債充当率に定めるデジタル化関連事業等とする。

- a 消防防災情報通信施設のうち防災行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）
- b 広域消防運営計画等に基づき必要となる高機能消防指令センターの増改築（広域消防運営計画等において再配置が必要であると位置付けられた高機能消防指令センターの新築を含む。）
- c 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- d 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備
- e 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備

⑤ 高機能消防指令センター整備事業

①に規定する対象事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和6年3月27日付け消防情第94号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長通知）において示された標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限る。防災対策事業の対象とするものであること。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和6年度以降も引き続き防災対策事業の対象とするものであること。

(3) 充当率

①防災基盤整備事業 75%

（浸水想定等区域移転事業 90%）

（デジタル化関連事業等 90%）

②公共施設等耐震化事業 90%

③自然災害防止事業 100%

※③のみ財政融資資金が利用可能

6-3 地方道路等整備事業

- (1) この事業は、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象としている。

平成 25 年度から地方特定道路整備事業及びふるさと農道・林道緊急事業の事業費補正については、該当区分を廃止している。

- (2) 充当率：90%（資金区分：地方公共団体金融機構資金、銀行等引受）

6-4 旧合併特例事業

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第 11 条の 2 の規定にする合併特例債をもってその財源とする次に掲げる事業が対象。

- ① 市町村建設計画に基づく特に必要な事業
- ② 上水道事業、下水等事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助
- ③ 市町村振興のための基金造成

- (2) 合併特例事業においては、(1)の①及び②の事業に係る標準的な全体の事業費を設定し、その事業量の上限としている。標準全体事業費は、合併後人口、増加人口及び合併関係市町村数の多寡に応じ、定められた算式により算定した額とされている。

また、(1)の③の事業に係る標準的な基金の規模を設定し、その基金積立額の上限としている。

- (3) 旧合併特例法第 11 条の 2 第 1 項の規定により被災市町村（※）以外の市町村が地方債を起すことができる期間は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 20 か年度まで

※東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年 4 月 25 日公布同日施行）

- (4) 例年、総務省自治財政局地方債課からの通知とは別に、総務省自治行政局市町村課から合併特例事業の事業計画等の提出依頼がある。当該事業計画等については総務省への提出先（総務省市町村課）が協議等予定額一覧表等の提出先（総務省地方債課）と異なり、提出期限も 2 週間程度早いことから、当課への提出は、別途通知する提出期限を厳守すること。

- (5) 公共的施設の統合整備事業として既存施設の除却を行う場合には、当該除却については、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行

われるものであること。

(6) 充当率

旧合併特例事業（合併特例債）95%（機構資金、民間等資金）

（地方公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金等にあつては 100%）元利償還金の 70%について、後年度、基準財政需要額に算入

6-5 緊急防災・減災事業

(1) 概要

防災対策事業のうち、東日本大震災及び平成 28 年度熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業が対象。近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、令和 7 年度まで事業期間を延長している。

(2) 対象事業

① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

- a 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設）
- b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設）
- c 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源及びトイレカー）
- d 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等）
- e 避難路・避難階段（避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））
- f 次の公共施設及び公用施設において、防災機能を強化するための施設（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））
 - (a) 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所」という。）
 - (b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設

- (c) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
- (d) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- (e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等
- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））
- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）
- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等）
- j 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- k 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- l 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等）
- m 消防団に整備される施設（消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等）のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備（消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等）
- n 消防水利施設
- o 初期消火資機材
- p 消防本部に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。）

- ② 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築（消防防災情報通信施設のうち、以下の事業）
- a 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新
 - b 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化
 - c 全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化

- d 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- e 「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」（令和3年1月22日付け消防情第30号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）に基づき、都道府県が実施する以下の(a)から(c)までの要件の全てを満たす、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業等（同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。）
 - (a) 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること
 - (b) 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること
 - (c) 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること
- f 災害時オペレーションシステム

③ 浸水想定等区域移転事業

- a 施設の大宗が浸水想定等区域（以下の(a)及び(b)に掲げる区域をいう。以下同じ。）内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設及び公用施設の移転を対象とする。
 - (a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等）の移転
 - (b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署、出張所及び指令センター（以下「消防署所等」という。）の移転
- b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
 - (a) 面積
入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方
 - (b) ㎡当たり単価
468千円
- c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。
- d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。
- e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに

要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。)

④ 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するものが実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」に基づき、消防の連携・協力をを行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業

a 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）

ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

d 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備

e 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備

f 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備（「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項」（令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる消防用車両等に限る。）

⑤ 地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた公共施設・公用施設の耐震化

a 指定避難所

b 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設

c 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）

d 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

e 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等

f 地震による倒壊の危険性が高い庁舎（Is値0.3未満）であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

⑥ 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業に限る）離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金を受け

て実施する①から⑤の事業

- ⑦ 上記①から⑤で対象としている事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り、対象とするものであること。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和6年度以降も引き続き緊急防災・減災事業の対象とするものであること。

- (3) 充当率 100%

元利償還金の70%を後年度基準財政需要額に算入

※地方公共団体金融機構資金または民間等資金に限る

- (4) 留意事項

津波浸水想定区域移転事業については、津波浸水想定区域に建設されている公共施設及び公用施設に対して市町村の地域防災計画に津波対策の観点から移転が必要と位置づけられている必要がある。

6-6 公共施設等適正管理推進事業

- (1) 対象事業は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される以下の事業

① 集約化・複合化事業

- ・建物にあつては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあつては全体として維持管理経費等が減少すると認められるもの
- ・個別施設計画に位置付けられた集約化・複合化事業であること。
- ・公用施設や公営住宅、公営企業施設等（以下「公用等施設」という。）の整備業は、対象外。
- ・複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業（集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が事業の実施主体となる場合を含む。）についても、地方自治法に規定する連携協約や協定等に基づいて行われる場合は対象となる。
- ・国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・令和3年度より、非建築物（グラウンド等）であつて、維持管理経費等が減少するとみとめられるものについても事業として追加されることとなった。

② 長寿命化事業

ア 公共用建物：施設の使用年数を、法定耐用年数を超えて延伸させる事業。
公用等施設の施設は対象外。

イ 社会基盤施設：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業。

（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁

港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

- ・令和元年度より砂防関係施設に係る事業で、市町村が実施する急傾斜地崩壊防止施設の改修についても対象。

③ 転用事業

- ・施設の他の用途への転用事業
- ・転用後の施設が公用等施設である事業は、対象外。
- ・対象となる事業について、転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。)

④ 立地適正化事業

- ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業。
- ・立地適正化計画に基づく事業であること。
- ・公用等施設を整備する事業は、対象外。

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

- a バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
 - i バリアフリー法第 25 条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii バリアフリー法第 10 条に規定する道路移動等円滑化基準、第 13 条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第 14 条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業例) 庁舎や学校等における車いす使用者用トイレ等の整備 等
 - b a 以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業 (適債性のある事業に限る)
- 例) 授乳室や託児室の整備 等

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業【令和 2 年度まで】 ※経過措置あり

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎(原則として、地方公共団体が条例で定めた主たる事務所の位置に所在する公用施設)の建替事業が対象(支所および出張所、保健センター、土木事務所等は対象外)
- ・個別施設計画に本庁舎の建替えを位置づけており、かつ、建て替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けていること。
- ・令和 2 年度から民間等資金に加え、機構資金も活用可能であること。

⑦ 除却事業

- ・公共施設等の除却を行う事業が対象
- ・除却事業の償還年限は原則として 10 年以内

(2) 事業年度

令和 4 年度～令和 8 年度

※なお、市町村役場機能緊急保全事業は令和 2 年度までで終了としているが、令和 2 年度までに実施設計に着手した事業については、経過措置として令和

3年度以降も現行と同様の地方財政措置が講じられる。

(3) 地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～⑥ 充当率90%、交付税措置率30%（財政力に応じて30～50%）
- ⑦ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑧ 充当率90%

(4) 資金区分

機構資金または民間等資金（除却事業は民間等資金）

なお、集約化・複合化事業（国庫補助事業として実施される事業に限る。）

については、財政融資資金も充てることができる。

6－8 緊急自然災害防止対策事業

- (1) 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（防災重点農業用ため池（防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第2条の2に規定するもの）の防災工事を含む。）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公園防災、下水道（fに定める事業に限る。）及び道路防災（gに定める事業に限る。）に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業を対象とする。

ただし、道路防災に係る事業及び流域治水プロジェクト（「流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年6月10日付け国水河計第17号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）及び「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年10月27日付け国水河計第39号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）に基づき策定されるものをいう。以下同じ。）又は流域治水計画（流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画。以下同じ。）に基づき行う事業でaからfに掲げるものに限り、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

- a 流域に関する対策（防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設・情報基盤の整備）等）
- b 準用河川に係る河川改修
- c 農業水利防災（ため池・機場・水路等。安全対策施設を含む。）、湛水防除（排水機場・排水樋門・遊水池等貯留施設・排水路・堤防・排水管理に必要な施設等）、地盤沈下対策（農業用排水施設等）（原則、公共事業の要件を満たす事業を除く。）
- d 林道防災のうち林業・木材産業成長化促進対策の路網の機能強化の要件を満

たす事業

- e 都市公園防災（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における豪雨対策の要件を満たす事業）
 - f 下水道（雨水公共下水道事業、都市下水路事業及び公共下水道事業（公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するもの）については、浸水対策のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき行う、ポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業に係る一般会計から公営企業会計に繰り出した経費に限る。））
 - g 道路防災のうち防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策と連携して実施される以下の事業
 - (a) 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策（落石防止柵・植生工・モルタル吹付工・排水工・土留工等）
 - (b) 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策（防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等）
 - (c) 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策（橋梁・道路の洗掘・流失対策）
 - (d) 道路における無停電設備等に関する対策（機械設備の整備、道路照明のLED化等）
 - (e) 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（防雪施設・消融雪施設・除雪機械等の整備等）
- (2) 流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業（河川改修及びダムを除く。）を対象とした緊急自然防止対策事業債に係る資金については、財政融資資金を優先的に配分すること。
- (3) (2)に定める事業以外の事業を対象とした緊急自然防止対策事業債に係る資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。
- (4) 緊急自然災害防止対策事業計画
本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。
計画の内容、手続き等については、総務省通知、質疑応答集等を参照。
- (5) 事業年度
令和3年度～令和7年度
- (6) 財政措置
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

6-9 緊急浚渫推進事業

(1) 概要

令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要。

地財法第33条の5の11に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業及び防災重点農業用ため池等事業により設置された施設において、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置づけられた浚渫及び樹木伐採に係る地方単独事業を対象とする。

(2) 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた事業

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象

※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体のいって各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

(3) 事業年度

令和2～6年度（5年間）

(4) 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率 70%

(5) 各分野共通の取扱い

- ① 対象経費は、土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（測量・設計費を含む）、附帯工事費（仮設道路の設置費等）、土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）、除去した土砂等の運搬・処理費用
- ② 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画」の策定でも可

(6) 資金区分

資金は民間等資金とし、償還年限は原則として10年以内とすること。

7 脱炭素化推進事業 【令和5年度新設】

(1) 概要

公共施設等適正管理推進事業において令和4年度に新設された脱炭素化事業が、地域活性化事業の脱炭素化事業とともに双方から除外され、新たに新設された。

(2) 対象事業

- (ア) 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）並びに再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及び EMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業（売電を主たる目的とする場合を除く。）
- (イ) 地財法第 5 条第 5 号に規定する法人又は公営企業が実施する(ア)に掲げる設備の整備に関する事業（地域内での消費を主たる目的とする場合に限り、地方公共団体の補助金若しくは一般会計から公営企業会計に繰り出した経費又は事業費の 2 分の 1 のいずれか少ない額を限度とする。）
- (ウ) 公共施設若しくは公用施設を地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に定める ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又は ZEB 基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業。
 - a 空気調和設備その他の機械換気設備
 - b 照明設備
 - c 給湯設備
 - d 昇降機
 - e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）
 - f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）
- (エ) 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準（建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業
 - a 空気調和設備その他の機械換気設備
 - b 照明設備
 - c 給湯設備
 - d 昇降機
 - e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）
 - f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）
- (オ) 公共施設又は公用施設への LED 照明の導入のための改修事業 27
- (カ) 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業

(3) 事業年度

令和 5 年度～ 7 年度（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

(4) 地方財政措置

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※(イ)に定める法人または公営企業が実施した場合は、公営企業会計に繰り出した経費又は事業費の2分の1のいずれか少ない方に充当率を乗ずる

(5) 資金区分

地方公共団体金融機構資金又は民間等資金

8 こども・子育て支援事業 【令和6年度新規】

- (1) こども・子育て支援事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること。
 - (ア) 公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業（子育て相談室、あそびの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、子育て親子の交流の場等（以下「子育て相談室等」という。）の設置）
 - (イ) こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業（子育て相談室等の設置）
 - (ウ) 子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等）
 - (エ) 認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備
- (2) (1)に掲げる事業は社会福祉法人、学校法人等の公共的団体が実施する事業も対象とする（地方公共団体の補助金を限度とする。）。
- (3) (1)に掲げる事業は、単独事業及び国庫補助事業に併せて実施する単独事業を対象とし、国庫補助事業の補助単価を上回った部分の単独事業（継ぎ足し単独事業）は対象とならないものであること。
- (4) (1)に掲げる事業について、公共施設の新築・増築・改築又は公用施設の増築・改築に係る事業である場合には、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行うものであること。

- (5) 充当率
いずれも 90%
- (6) 元利償還金に対する交付税措置率
機能強化を伴う改修の場合 50% 新築・増築の場合 30%
- (7) 事業期間
令和 10 年度（「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）まで

9 公共用地先行取得等事業

- (1) 公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象としている。
- (2) 土地開発公社において取得した用地を公共用地先行取得等事業債を活用して再取得しようとするときは、当該年度又は前年度において土地開発公社が取得した土地を再取得する場合について対象とすることを原則としている。
- (3) 公共用地先行取得等事業債は、原則として上物を建設（本債を充当）する間の「つなぎ資金」であることから、各団体においては適切な管理に努めること。
- (4) 用地の先行取得は、起債協議等年度以降 10 年度以内に事業の用に供するものを同意等の対象としているため、10 年以上の償還年限を設定することはできないことに留意すること。
- (5) 充当率 100%（資金区分：民間等資金）

10 行政改革推進債

- (1) 自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内において、当該充当残部分に対して行政改革推進債を充当することができる。
- (2) 充当率 100%（民間等資金）
- (3) スケジュール
総務省自治財政局財務調査課から別途照会があるが、通常の事業債同様、簡易協議等手続と同じスケジュールとなる。

11 調整債

(1) 対象事業

調整債は、国庫補助負担金改革や税制改正等に伴い、主として地方交付税の不交付団体に生じる影響額に係る資金手当として措置されているものであり、年度により対象となる経費は異なる。

(2) 充当率 100%（銀行等引受資金）

(3) スケジュール

総務省自治財政局地方債課から別途照会があるが、通常の事業債同様、簡易協議等手続と同じスケジュールとなる。

Ⅱ 公営企業債

1 水道事業

- (1) 水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費、準建設改良費及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 水道事業については、水道法上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

2 交通事業

- (1) 交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 公営企業に準ずる事業を行う法人に対する地方公共団体からの出資金、補助金及び貸付金については、運用要綱に定める事業及び額の範囲内の建設改良費等を対象とすることになっている。
なお、第三セクターに対する出資金、補助金及び貸付金の資金については、民間等資金としているので留意されたい。

3 港湾整備事業債

- (1) 港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 事業の実施に当たっては、公共事業、臨海土地造成事業等と一体となって実施されるものが多いため、採算性が確保されるよう関係公共事業の進捗状況と十分に整合性をとりつつ、適正な規模とする必要があることを留意されたい。

4 病院・介護サービス事業債

- (1) 病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象としている。
 - ア 病院事業
病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費。なお、一般会計により経理されている公立診療所の建設改良費等も対象になる。
 - イ 介護サービス事業
介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

- (2) 地方独立行政法人への貸付金に係る病院事業債の資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。
- (3) 公立病院における機能分化・連携強化に伴う施設整備等への財政措置については、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知）に定めるところを対象にするものであること。

5 市場・と畜場事業債

- (1) 中央卸売市場及び地方卸市場、と畜場の建設改良費並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。
- (2) 市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場に係る施設であって、と畜場法第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

6 地域開発事業債

- (1) 地域開発事業債について、臨海土地造成事業、内陸工業用等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとしている。

「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（通知）」（平成23年12月28日付け総務副大臣通知）に下記のとおり対応が求められている。

ア 公営企業については、事業の実施に当たり、経営が悪化した場合に地方公共団体に与える財政負担のリスクをあらかじめ厳格かつ慎重に判断すること。

イ 観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業であること。

ウ 事業の業績が著しく悪化した場合には、住民生活に必要な公共サービスの縮小や住民に過度の負担を強いるような事態が生じる恐れがあること。

エ このため、観光施設事業及び宅地造成事業を実施する場合には、地方公共団体の財政負担のリスクを限定することに留意する必要があること。

7 下水道事業債

- (1) 下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別

排水処理施設（11種類）の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。

- (2) 流域下水道事業に関しては、県の最大予測額が出る時期の関係により、可能であれば2次分で協議するようご検討をお願いしたい。

法適用事業であって、3月末に公的資金の借入れを必要とする場合には、内閣府沖縄総合事務局における貸付実行日との兼ね合いで、2次協議において同意を受けることが必要であるとのことであるため、遅くとも2次協議までに、その時点の最大予測額に基づいて協議を行っていただきたい。なお、借入は確定額によること。

- (3) 法非適用企業が地方公営企業法を適用した場合の資本費平準化債の発行可能額については、当該企業が地方公営企業法を適用した日の属する年度（当該企業が地方公営企業法を適用した日が4月2日以降の場合は当該年度の翌年度。以下同じ。）及びこれに続く2年度において、当該企業がなお法非適用企業であるとして同意等基準運用要綱第一の一の5(1)及び(2)により算定した額（以下「法非適用時の算定額」という。）が同要綱第一の一の5(1)及び(2)により算定した額（以下「法適用時の算定額」という。）を超える場合においては、次により算定される額とするものであること。

$(\text{法適用時の算定額}) + (\text{法非適用時の算定額} - \text{法適用時の算定額}) \times A$ （注）

（注）Aについては、下表に定める経過年度の区分に応じ、下表に定める率とする。

地方公営企業法を適用した日の属する年度から起算して1年目の年度
0.9

地方公営企業法を適用した日の属する年度から起算して2年目の年度
0.6

地方公営企業法を適用した日の属する年度から起算して3年目の年度
0.3

- (4) 資本費平準化債及び特別措置分の発行を予定している団体は、普通交付税の算定スケジュールとの関係上、原則として、第1次分で協議すること。

8 観光その他事業債

- (1) 観光その他事業については、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、上記に掲げる事業以外の事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てる事ができる事業をいう。）における建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする（ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものとする。）

→「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について

(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知)(上記6 地域開発事業債)を参照。)

(2) その他事業について

- ・料金収入等により独立採算の可能な事業のうち、地方債計画上の他のいずれの事業債にも該当しない事業について対象とする。

9 公営企業会計適用債

(1) 「公営企業会計の適用の更なる推進について」(令和6年1月22日付け総財公第1号総務省自治財政局長通知)により、令和10年度まで延長されたこと。

- ・対象事業：地方公営企業法非適用事業
- ・対象経費：地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
- ・充当率等：充当率100%、償還年限10年以内
- ・資金：民間等資金

(2) 公営企業会計適用に要する経費について、公営企業会計適用債を充当した場合に、その元利償還金の一部が一般会計からの繰出しの対象となり、当該繰出しに対しては地方交付税措置が設けられている。

※財政措置の内容

- ・簡易水道事業：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%(元利償還金の50%)に普通交付税措置
- ・下水道事業：元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
- ・上記以外の事業：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置

10 交通事業債(経営改善推進事業)

【令和6年度新規】

テレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、改定経営戦略等に基づき策定する計画により、適切に経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債(経営改善推進事業)」が創設された。

ア 対象団体

地方財政法に定める資金の不足額が生じている交通事業のうち、経営戦略を

改定済又は改定に着手済の事業

イ 発行期間

令和6年度～令和8年度

ウ 発行対象

改定した経営戦略等に基づく経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能とする。

①資金不足額（流動負債－流動資産）

②経営改善の実施に必要な経費。ただし、建設改良費及び準建設改良費並びに用途廃止施設の処分に要する経費は除く。

※経営改善効果額の算定方法

経営改善の取組毎の「収支改善見込額×効果年数（最大5年分）」の合計

エ 償還年限

15年以内償還

オ 資金

地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。

11 公営企業債（脱炭素化事業）

【令和4年度新規】

(1) 事業期間

令和4年度から令和7年度まで。

(2) 対象事業（地方単独事業・補助事業を対象）

①太陽光発電の導入

②建築物におけるZEBの実現

③省エネルギー改修の実施

④LED照明の導入

(3) 財政措置

地方負担額の1/2に事業債（脱炭素化事業）を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、当該元利償還金の30%（財政力に応じて30～50%）について普通交付税措置

（残余（地方負担額1/2）については、通常の事業債を充当）

Ⅲ その他の地方債

1 借換債（被災施設借換債含む）

借換債の協議にあたっては、地方債同意等基準に基づき次の点について留意をすること。また、当該借換債が、地方債に関する省令第1条に定める地方債の協議を要しない場合に該当しないかを確認すること。

(1) 当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないものであること。

(2) 施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であって、借換え後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内であるものであること。

※「合理的な理由がある」ことについては、

- ① 当該借換えによって、元利償還の平準化が図られていること。
- ② 借換え後の利子が著しく高利になるなど、財政負担が必要以上に高くなっていないこと。
- ③ 公債費以外の歳出の合理化が図られている等の財政健全化に向けた取り組みがなされていること。

(3) 被災施設借換え債については、旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失した場合に繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）しようとする未償還地方債を対象とする。

資金は、民間等資金により難しい事情がある場合には、地方公共団体金融機構資金をもって充てることのできるものとしている。

2 臨時財政対策債

(1) 対象事業

令和6年度においても、引き続き厳しい地方財政状況の下で地方は地方交付税不足分を補てんするため、地方財政法第33条の5の2第1項の規定に基づいて算出された臨時財政対策債を発行する。

(2) 充当率：100%

元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっている。

(3) 資金区分

財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、市場公募資金、銀行等引受資金

(4) その他

- ① 通常の事業債とスケジュールが異なるので留意すること。
- ② 千円単位での起債が可能であること。

（地方財政法第33条の5の2第1項の額の算定方法を定める省令参照）

3 退職手当債（普通会計分）

- (1) 団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の急増に対処するため、地方財政法第5条の特例として平成18年度から平成27年度までの10年間措置されてきたが、当該特例期間が平成28年度から令和7年度まで10年間延長された。
- (2) 退職手当債の発行抑制を図る観点から、発行可能額の算定方法について以下の通り見直された（平成28年度）。
 - ① 平成28年度から令和7年度までの各年度における退職手当債の発行可能額の算定方法を規定（省附則2②、③）。
 - ② 平成28年度から平成30年度までの各年度における退職手当債の発行可能額の算定方法に関する経過措置（激変緩和）を設けるとともに、平成28年度から令和7年度までの退職手当債の発行可能額の算定方法の特例を規定（地方債に関する省令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則2，3）
- (3) 退職手当債の許可に当たっては、定員管理・給与適正化計画の策定及び提出が必要であり、詳細については別途通知されることとなっている。また、過去に発行した団体は、毎年、フォローアップ調査により計画の進捗状況を確認することとなっている。
- (4) 充当率 100%（原則として民間等資金）
- (5) 過去の発行団体
 - 平成18年度（宮古島市）
 - 平成19年度（浦添市・糸満市・宮古島市・今帰仁村）
 - 平成20年度（今帰仁村・渡名喜村）
 - 平成21年度（浦添市・糸満市）

4 公営企業退職手当債

- (1) 同意等基準、運用要綱及び充当率に変更なし。

5 国の予算等貸付金債

- (1) 国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保されているが、地方公共団体側では長期の借入金であり、地方債として処理する必要があるため、地方財政法に基づく県知事の同意等を要する。
- (2) 同意等基準運用要綱に例示されている貸付金以外に、国の予算又は政府関係機関等から貸し付けられる貸付金の協議等を行う場合は、事前に連絡すること。

(3) 貸付対象額（充当率） それぞれの貸付機関の定めるところによる。

(4) 過去の発行団体

- ・ 土地区画整理組合等貸付金（読谷村）
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金（那覇市）
- ・ 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金（石垣市、渡嘉敷村）

(5) スケジュール

通常の事業債同様、簡易協議等手続と同じスケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に取り扱うことになる。

なお、地方債制度の抜本的見直しにより、平成 28 年度から新たに届出制度の対象とされたため、届出を行う場合は当該スケジュールによる。

6 減収補填債

(1) 地方債の特例である減収補填債は、普通交付税の決定後に当該年度の基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行する地方債である。

市町村分については、令和 2 年度から法人事業税交付金に係る減収について新たに減収補填債の対象とされている。

年度によってその取扱いが異なるが、減収見込額の範囲内で、地財法第 5 条の趣旨を踏まえ、原則として現行法上起債が可能な公共施設等の整備事業に充当することとされている。

(2) 充当率 100%（民間等資金）

元利償還金の 75%に相当する額について、後年度、基準財政需要額に算入

(3) スケジュール

総務省自治財政局財務調査課から別途照会があるが、通常の事業債同様、協議等手続と同じスケジュールとなる。

7 沖縄県市町村振興資金貸付基金

基金の概要等については、配付資料 8 「沖縄県市町村振興資金等関係資料」を参照

(1) 貸付対象は、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例第 3 条に規定されており、「公共施設の整備のため必要な事業」又は「離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業」、その他「知事が特に必要があると認める事業」を対象としている。具体的には、同条例施行規則第 3 条で規定する別表第 1 及び別表第 2 のとおりである。

(2) 貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く）を控除した額から振興

資金等以外の地方債を控除した額以内となっている。なお、一般単独事業のうち一般事業については、実施事業費から特定財源（地方債を除く）を控除した額に 90% を乗じて得た額から振興資金等以外の地方債を控除した額以内としている。

ただし、地方債の借換えについては、地方債の繰上償還に要する経費（繰上償還を行う際に生ずる補償金を除く。）として必要な額以内となっている。

- (3) 貸付額限度額は、原則、1市町村等につき一会計年度 1 億円である。合併市町村振興事業に係る資金の貸付限度額は、1 合併市町村につき一会計年度 2 億円である。
- (4) 貸付利率は、原則、財政融資資金の利率の 7/10（基準利率）（下限利率 0.001 %） であるが、以下の事業については、貸付利率が軽減されている。
- ①「離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業」（条例第 3 条第 1 項第 2 号）は、基準利率の 1/2
 - ②「知事が特に必要があると認める事業」（条例第 3 条第 2 項）のうち、「実質赤字解消対策支援事業」及び「公債費負担適正化支援事業」並びに「合併市町村振興事業」を除く事業であって、離島、辺地又は過疎地域の場合は、基準利率の 1/2
 - ③「実質赤字解消対策支援事業」及び「公債費負担適正化支援事業」を実施する離島、辺地又は過疎地域は、基準利率の 1/4
 - ④「実質赤字解消対策支援事業」及び「公債費負担適正化支援事業」を上記③以外の地域は、基準利率の 1/2
 - ⑤ 合併市町村振興事業は無利子となっている。
- (5) 償還期間は、施設整備事業等は 15 年以内、備品購入事業は 5 年以内、合併市町村振興事業は 10 年以内とし、うち措置期間を 1 年以内としている。

8 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金

基金の概要等については、配付資料 8 「沖縄県市町村振興資金等関係資料」を参照

- (1) 貸付対象は、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例第 3 条に規定されており、市町村が行う道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業その他道路交通安全対策施設事業に必要な経費を対象としている。具体的には、同条例施行規則第 3 条で規定する別表のとおりである。
- (2) 貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く）を控除した額に 90% を乗じて得た額から振興資金等以外の地方債を控除した額以内となっている。
- (3) 貸付額限度額は、原則、1 市町村につき一会計年度 2 億円以内。

(4) 貸付利率は、原則、財政融資資金の利率の7/10(基準利率)(下限利率0.001%)であるが、以下の場合(主なもの)には、貸付利率が軽減されている。

① 離島、辺地又は過疎地域の場合は、基準利率の1/2

④ 市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づく事業は無利子

(5) 償還期間は、市町村建設計画又は合併市町村基本計画に基づき行う事業の場合は10年以内、それ以外の場合は15年以内とし、うち据置期間を1年以内としている。

【借入申込等について】

地方債簡易協議手続における、県から市町村等への起債計画書等の提出依頼時期に合わせて「市町村振興資金貸付金及び交通方法変更記念特別事業貸付金に係る事業計画の提出について(通知)」を市町村等へ発出している。